

第2号議案

需給ひっ迫対応を受けた業務マニュアルの策定について
(案)

2020年度冬季の需給ひっ迫対応においては、その実施判断から大臣報告までの一連の業務プロセスにおいて未整備な部分があった。

上記の経験を踏まえ、今般、第291回理事会で示された方向性に従い、業務リスク軽減に資するものとして、各一般送配電事業者に対し実施する需給ひっ迫融通指示、電源I'の広域調達発動要請およびマージン使用に関する業務マニュアルを策定する。

以上

添付資料

- ・別紙1 業務マニュアル(案)
(各一般送配電事業者への需給ひっ迫又は下げ代不足時の融通指示)
- ・別紙2 業務マニュアル(案)
(他エリアの需給改善のための各一般送配電事業者への電源I'発動要請)
- ・別紙3 業務マニュアル(案)
(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用)

制定日	2021年〇月〇日
最終更新日	2021年〇月〇日

業務マニュアル（案）

（各一般送配電事業者への需給ひっ迫又は下げ代不足時の
融通指示）

運用部

改訂履歴

年月	バージョン	改訂理由	改訂者
2021/〇/〇	初版発行		

1. 本マニュアルの位置づけ

電力広域的運営推進機関（以降、当機関）では、電力需給状況の悪化時の業務として電気事業法第28条の4第1項及び第3項の規定に従い、業務規程第111条、113条及び第114条の規定に定めた需給改善のための融通指示業務（以下、本業務）を行うことが定められている。

本マニュアルは本業務を行うにあたり、その統制方法や実施判断基準、指示対象や手順を明確化するとともに、その業務品質を維持するための教育や訓練方法について記したものである。

2. 対象となる業務

本業務は需給状況悪化時に一般送配電事業者への指示として、地域間連系線を介して送電会社から受電会社への電力融通指示を行うことで需給状況改善を図ることを目的として実施するもの。

融通指示を行った際は速やかにその事実の公表及び法に基づく報告が必要となることに留意する必要がある。

3. 根拠法令等

- ・ 需給状況改善のための融通指示 : 電気事業法 第28条の4第1項及び第3項
: 業務規程 第111条第1項第1号・第3号
- ・ 指示の実施手順 : 業務規程 第113条（ひっ迫融通指示手順）
: 業務規程 第114条（下げ代不足時の指示手順）
- ・ 指示の公表 : 業務規程 第122条に基づく公表
- ・ 指示内容の経済産業大臣報告 : 電気事業法 第28条の4第2項
: 業務規程 第120条に基づく報告

4. 実施判断基準

- ・ 需給ひっ迫時の融通指示は、需給ひっ迫エリアにおける電源I'発動や火力機の過負荷運転を実施してもなお、需給ひっ迫エリアの予備率が3%未満となる場合に実施する。
- ・ 下げ代不足時の融通指示は、優先給電ルールに基づき再エネ出力制御を行ってもなお、余剰供給力をエリア外に送電する必要がある場合に実施する。

5. 業務処理方法

（1）需給状況改善のための融通指示

- ・ 具体運用は別に定める「業務運行解説書」に基づき、業務遂行においては「オペレーション確認票（通話例文）」により、ステップ毎に業務を進めていく。
- ・ 実施判断時には、実施判断基準を満たしていることを当直長が確認の上、最終的には広域運用センター長が承認する。なお、データの詳細については当直担当者に加え、日勤担当者も確認する。
- ・ 融通指示実施時においては、当直長が根拠法令、指示対象者（送電者・受電者）、指示の時間と内容など抜けがないようにオペレーション確認票（通話例文）を使用し、確認・記録する。また当直長は適宜広域運用センター長に報告するとともに、広域運用センター

長はオペレーション確認票（通話例文）の決裁欄で承認する。

(2) 指示の公表

- ・ 融通指示を行った場合、広域運用センターは速やかに、指示対象者（送電者・受電者）、指示の時間と内容、指示理由を広域機関ホームページに公表する。
- ・ 公表にあたっては、広域運用センター担当者と運用部担当者（需給企画チーム）にて公表原案を作成し、運用部マネージャー（需給企画チーム）で公表内容を確認し、公表のための決裁権限者である運用部長承認後、広域運用センターで公表対応する。また、公表されたことを広域運用センター担当者と運用部担当者（需給企画チーム）の相互で確認する。

(3) 指示内容の経済産業大臣報告

- ・ 融通指示を行った後、運用部（需給企画チーム）は直ちに経済産業大臣に報告を行う。
- ・ 報告にあたっては、運用部担当者（需給企画チーム）にて報告原案を作成し、運用部マネージャー（需給企画チーム）及び運用部長で報告内容を確認し、決裁権限者である事務局長承認後、運用部マネージャー（需給企画チーム）より報告書を提出する。
- ・ 起案から報告までを確実に管理するため、起案書管理簿で管理し、運用部マネージャー（需給企画チーム）による定期的な確認を行う。

6. 決裁権限者

- ・ 事務局権限表の定めに従うものとする。具体的には以下のとおりとする。

(1) 需給状況改善のための融通指示

広域運用センター長（緊急時のためオペレーション確認票（通話例文）の中で起案手続きを実施）（※）

（※）不在時の職務代行者は当直長とする。

(2) 指示の公表

運用部長（緊急時のためメールで内容確認による承認、後日手続き）

(3) 指示内容の経済産業大臣報告

事務局長

7. 習熟訓練

- ・ 本業務の品質維持の観点から定期的な習熟訓練を行うことを必須とする。
- ・ 具体的には、広域運用センター当直で機関内訓練として定期的実施する。また、災害時連携計画第12条の規定に基づき一般送配電事業者との共同訓練を少なくとも1年毎に実施する。

8. 別添資料

- ・ 業務フロー（全体）

主な業務項目・内容と決裁権限者を示すもの。

9. その他

- ・ 本業務を行うにあたっては、別途、「業務運行解説書」（第5章 需給悪化時の指示に関わる業務）

- にて広域運用センターの詳細業務内容及び各一般送配電事業者との連携内容等を定める。
- ・更に、業務ステップ毎に実行内容をチェックするとともに、記録帳票として保管するものとして、オペレーション確認票（通話例文）を用いる。

以上

各一般送配電事業者への需給ひっ迫又は下げ代不足時の融通指示

	経済産業省	一般送配電事業者		広域機関				備考	
		需給ひっ迫エリア	その他エリア	理事会	事務局長	運用部	運用部 (広域運用センター)		
① 融通指示要請		要請 ○ 受付 ○ 受付 ○					受付 ○ 融通指示発動要否判断 否 要	業務運行の詳細は、 業務運行解説書 第5章（需給悪化時の指示にかかわる業務）に基づく 第5章第1節：需給ひっ迫融通指示時 第5章第2節：下げ代不足融通指示時	
② 送電可能量検討							送電可能量検討 〇		
③ 融通指示発令							〇 決裁 ≪融通指示発令≫ 指示内容確認 指示内容確認 融通指示応答確認 融通指示完了		
④ 広域機関HP掲載 (ニュースリリース)							共有 公表文案作成 決裁 掲載依頼⇒広報部 内容確認 HP掲載		文案作成：運用センター担当者 経産省への確認は、 運用部（需給企画T）より実施 決裁権限者：運用部長 緊急時のため内容確認後、別途起案手続き （決裁は需給企画Tより起案） 運用センターと運用部（需給企画T）で 掲載を相互確認
⑤ 経産省報告 (指示内容等報告書)							共有 報告文案作成 報告起案 報告書提出 報告完了確認		文案作成：需給企画T担当者 起案：需給企画Tマネージャー 決裁権限者：事務局長 提出者：需給企画Tマネージャー 起案書管理簿に報告確認欄を設け確認 （運用部マネージャーによる定期的な確認）

制定日	2021 年〇月〇日
最終更新日	2021 年〇月〇日

業務マニュアル （案）
（他エリアの需給改善のための
各一般送配電事業者への電源 I' 発動要請）

運用部

改訂履歴

年月	バージョン	改訂理由	改訂者
2021/〇/〇	初版発行		

1. 本マニュアルの位置づけ

電力広域的運営推進機関（以降、当機関）では、電力需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合時に行う業務として、業務規程第111条の規定に基づき行う他エリアの需給ひっ迫改善のための融通指示に際し、電源Ⅰ'の発動要請（以下、本業務）を行うことができる。

本マニュアルは本業務を行うにあたり、その統制方法や実施判断基準、指示対象や手順を明確化するとともに、その業務品質を維持するための教育や訓練方法について記したものである。

2. 対象となる業務

本業務は需給ひっ迫エリアへの融通指示を行うにあたり、需給ひっ迫エリア以外の一般送配電事業者に対し、電源Ⅰ'の発動要請を行うことにより、供給力を確保することで需給状況改善を図ることを目的として実施するもの。

3. 根拠法令等

- ・電源Ⅰ'の発動要請：業務規程 第111条第1項の規定に基づく融通指示のため

4. 実施判断基準

- ・需給ひっ迫融通において、送電側の一般送配電事業者の供給力が不足し、運転予備率が5%を下回る可能性がある場合、他エリアの需給改善のため、融通原資として、電源Ⅰ'の発動を送電側の一般送配電事業者に対し要請する。

5. 業務処理方法

- ・具体運用は別に定める「業務運行解説書」に基づき、業務遂行においては「オペレーション確認票（通話例文）」により、ステップ毎に業務を進めていく。
- ・実施判断時には、実施判断基準を満たしていることを当直長が確認の上、最終的には広域運用センター長が承認する。なお、データの詳細については当直担当者に加え、日勤担当者も確認する。
- ・要請実施時には、当直長が根拠法令、要請対象者（送電側の一般送配電事業者）、要請の時間と内容など抜けがないようにオペレーション確認票（通話例文）を使用し、確認・記録する。また当直長は適宜広域運用センター長に報告するとともに、広域運用センター長はオペレーション確認票（通話例文）の決裁欄で承認する。

6. 決裁権限者

- ・事務局権限表の定めに従い、他エリア需給改善のための電源Ⅰ'発動要請は広域運用センター長の決裁によるものとする。（緊急時のためオペレーション確認票（通話例文）の中で起案手続きを実施）（※）

（※）不在時の職務代行者は当直長とする。

7. 習熟訓練

- ・本業務の品質維持の観点から定期的な習熟訓練を行うことを必須とする。
- ・具体的には、広域運用センター当直で機関内訓練として定期的を実施する。また、災害時連携計画第12条に基づき一般送配電事業者との共同訓練を少なくとも1年毎に実施する。

8. 別添資料

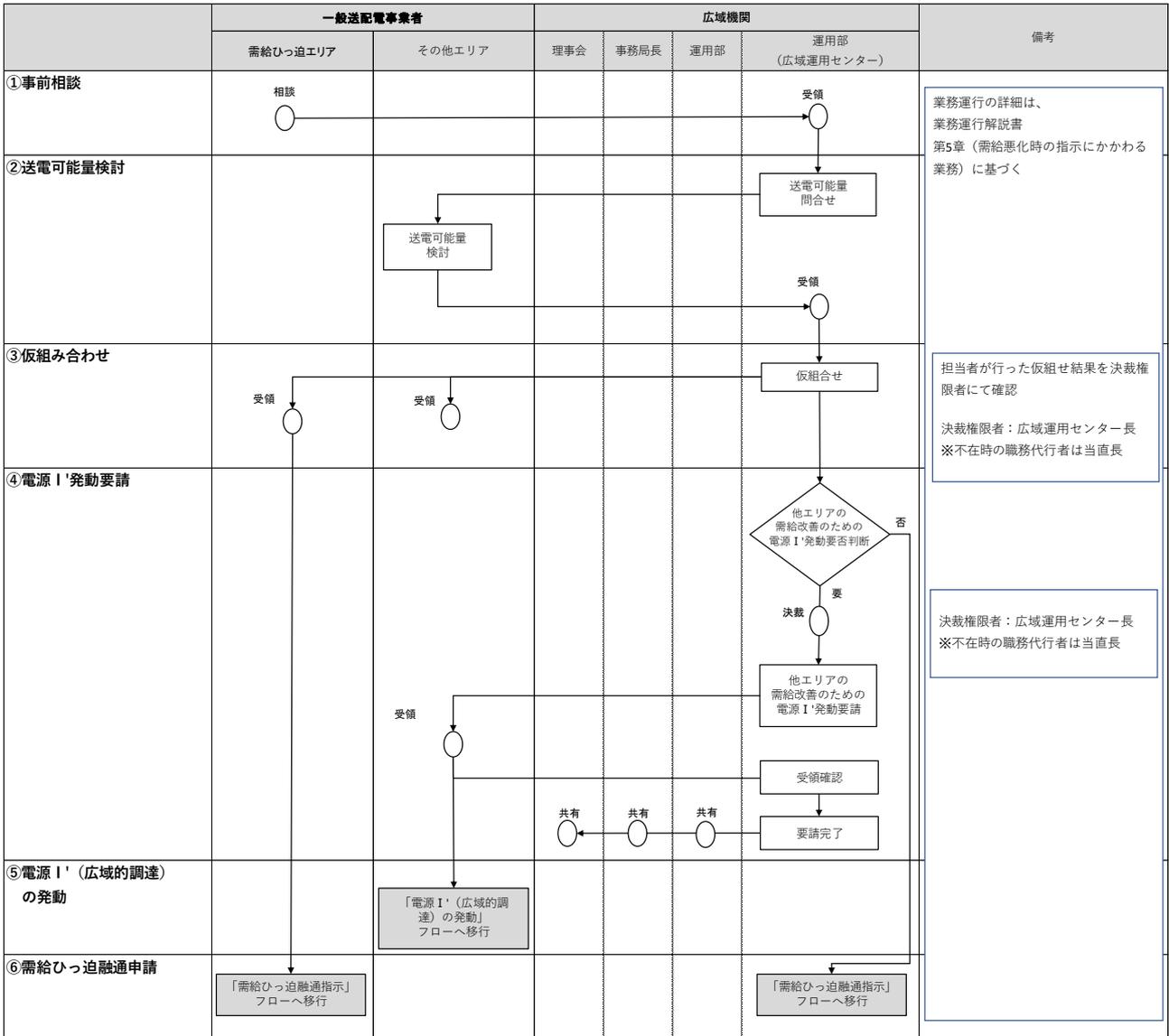
- ・業務フロー（全体）
主な業務項目・内容と決裁権限者を示すもの。

9. その他

- ・本業務を行うにあたっては、別途、「業務運行解説書」（第5章 需給悪化時の指示に関わる業務）にて広域運用センターの詳細業務内容及び各一般送配電事業者との連携内容等を定める。
- ・更に、業務ステップ毎に実行内容をチェックするとともに、記録帳票として保管するものとして、オペレーション確認票（通話例文）を用いる。

以上

他エリアの需給改善のための電源I'発動要請



制定日	2021年〇月〇日
最終更新日	2021年〇月〇日

業務マニュアル（案）
（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージン使用）

運用部

改訂履歴

年月	バージョン	改訂理由	改訂者
2021/〇/〇	初版発行		

1. 本マニュアルの位置づけ

電力広域的運営推進機関（以降、当機関）では、電力需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生する恐れのある場合において、業務規程第116条及び第152条の規定に基づき一般送配電事業者が連系線のマージンを使用する供給（以下、本業務）を行うことができる。

本マニュアルは本業務を行うにあたり、その統制方法や実施判断基準、業務対象や手順を明確化するとともに、その業務品質を維持するための教育や訓練方法について記したものである。

2. 対象となる業務

本業務は需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生、又は発生の恐れのあるエリアに対し、マージンを使用する供給を行うことにより、当該エリアの需給状況改善を図り、安定供給を維持することを目的として実施するもの。

3. 根拠法令等

- ・ 需給ひっ迫時又は下げ代不足時のマージン使用 : 業務規程第116条及び第152条

4. 実施判断基準

（需給ひっ迫時）

- ・ 連系線が分断していないエリア間において、送電可能量を残予備率3%まで見直して供給力を確保してもなお送電可能量が不足する場合は、分断している連系線のマージン（※）を使用した需給ひっ迫融通を行う。

（下げ代不足時）

- ・ 連系線が分断していないエリア間において、受電可能量を見直して下げ代を確保してもなお受電可能量が不足する場合は、分断している連系線のマージン（※）を使用した下げ代不足融通を行う。

（※）電力系統の異常時に電力系統を安定に維持するために、連系線潮流を抑制するため設定する、いわゆる気象マージンについては、運用容量拡大と同じく理事会決裁とする。

5. 業務処理方法

- ・ 具体運用は別に定める「業務運行解説書」に基づき、業務遂行においては「オペレーション確認票（通話例文）」により、ステップ毎に業務を進めていく。
- ・ 実施判断時には、実施判断基準を満たしていることを当直長が確認の上、最終的には広域運用センター長が承認する。なお、データの詳細については当直担当者に加え、日勤担当者も確認する。
- ・ 実施時においては、当直長が根拠法令、対象者（送電側の一般送配電事業者）、実施の時間と内容など抜けがないようにオペレーション確認票（通話例文）を使用し、確認・記録する。また当直長は適宜広域運用センター長に報告するとともに、広域運用センター長はオペレーション確認票（通話例文）の決裁欄で承認する。

6. 決裁権限者

- ・事務局権限表の定めに従い、需給ひっ迫時又は下げ代不足時のマージン使用は広域運用センター長の決裁によるものとする。(緊急時のためオペレーション確認票(通話例文)の中で起案手続きを実施)(※)

(※) 不在時の職務代行者は当直長とする。

7. 習熟訓練

- ・本業務の品質維持の観点から定期的な習熟訓練を行うことを必須とする。
- ・具体的には、広域運用センター当直で機関内訓練として定期的を実施する。また、災害時連携計画第12条の規定に基づき一般送配電事業者との共同訓練を少なくとも1年毎に実施する。

8. 別添資料

- ・業務フロー(全体)

主な業務項目・内容と決裁権限者を示すもの。

9. その他

- ・本業務を行うにあたっては、別途、「業務運行解説書」(第5章 需給悪化時の指示に関わる業務)にて広域運用センターの詳細業務内容及び各一般送配電事業者との連携内容等を定める。
- ・更に、業務ステップ毎に実行内容をチェックするとともに、記録帳票として保管するものとして、オペレーション確認票(通話例文)を用いる。

以上

需給ひっ迫時又は下げ代不足時のマージン使用

